

しながら学校の目的との間に支障のないような配慮をした運営を進めるべきだと思います。こういうふう
にぜひ運営方をお願いしながらプール開放ができるような運びにしていきたいと思います、このように要望しま
す。

次に、スポーツ施設・体育館ですが、これの建設内容については非常に、先ほどもお話が出て熊川地域
体育館に似たものをつくりたいというところでございます。私もこの問題については非常喜んでいてるわけ
でございますけれども、この建設用地が決まったのかどうか、この辺をひとつ伺っておきたい。それから内
容についてはもう発表——発表はまだされていないと思いますけれども、なんか内容についてもいろいろ
とこぼれ出る話も聞いております。そんなことで、この辺のことがどうなのか、ちょっとその辺をお聞き
しておきたいと思っております。

それから福生駅東口より東福生駅間の道路拡幅についてであります。これも先ほどニューファミリー市
民層ということで、福生の東口より東福生駅側のあの地域においては大変に高層住宅が乱立しております。
若いいわばファミリー層の定住がされております。そういう中で今度は非常に交通アクセスの問題が問題
になってくるわけで、私もあの前の道は通るのですが、支障が余りにも大きい、こういうことでぜひ拡幅
の問題をとということで質問を申し上げます。御承知のようにあの通りは大変な通りでござ
います。また、通称二・二・二号線のやなぎ通りとの一部問題もあります。あれから東福生駅前までの富
士見通りということになれば、また大変あの辺の商業会、あるいはその商業会の潜在的なそういう事業、
いわば営業へのポテンシャル、こういうようなことが非常に叫ばれるわけでありますが、それらを踏まえ
て大変拡幅は難しいかと思えますけれども、その辺についてこれからの進め方があろうかと思えますが、
詳しいことはなかなかかたがたが、わかつている範囲、また進める上においての問題点、あるいはこう
していききたいという計画をお聞きしたいと思えますけれども、よろしく願います。

それから学習情報提供推進の相談システムでございしますが、これは非常に市民のニーズに応えて
生涯学習ということであるいろいろな提案されておりますが、これらのいわば相談システムづくりというのは大
変かと思えます。しかし国も文部省も一生懸命補助金を使い、努力しておりますし、そういう中で当市も

この辺の総合的なことを考えて、ぜひこれからの生涯学習に対する窓口を大きくして、市民が安心して生
涯学習が進められるような総合的教育センターづくりを進めていただきたい、このように思うわけでござ
います。そういう中で質問したわけでございますので、どうかこれからの課題としてその体制づくりをぜ
ひお願いしたいと思えます。これは答弁結構でございます。

それから余裕教室のこれからの使い方で、先ほども余裕教室が余裕でなくなってくるお話もございまし
た。その中で最大限に利用していこう、活用していこうということでございました。特にお願いしたいこ
とはこの中に適応指導教室、あるいは聴覚の障害者に対する難聴教室、こういう教室をぜひつくっていた
だきたい、非常にこれはお母さん方も問題にされ、悩んでおられる問題でございしますので、その辺をどう
か学校、あるいは家庭とのお話をよく聞いていただいて、それらの提案ができるような教室をぜひ福生で
もつくっていただきたいと思えます。特に聴覚の障害者に対しては、全国では六十万人ということも言わ
れております。そういう中で手話、筆談ができるのはわずか五%というようなことの話も聞いております。
まして子供になってくるともっとそれから少なくなろうかと思えますが、そういう少ない聴覚障害者であ
りますけれども、そういう方にも光を当てていただきたい、このように思うわけです。ちょっと申し上げ
ますと福生にでもいるのです。難聴教室がないために、これは立川に都のろうあ学校がありますけれども、
そこへ出したらというのですが、そこまででもないというようなことで、難聴ということでも昭島にその学
校があるそうです。学校というか、要するに普通の小学校の中で難聴教室を持って児童に教育をしている
と、こういうことです。これは他市町、他の行政からその市に入れるということはいかないのだけれども、
特別に見ていただいているというふうなことであります。調べればこれはかなり難聴者が多い、要するに
聴覚の障害者が多いのではないか、たまたまこの人はそういう教室をぜひということ、進めて子供のた
めにといいことで働いているお母さんでございしますので昭島まで通わせている、また連れて行っていると、
こういうことでございます。ぜひ市でもってそういう難聴教室をつくっていただいて、子供の教育をして
いただきたい、こういうお話も出ております。どうかそういう点を合わせてもう一遍、その辺のこともお
考えはどうなのか、お聞きしたいと思えます。以上です。

○福祉部長（石川和夫君）

それでは健康と医療の関係につきまして御答弁させていただきます。

まず、乳幼児の関係でございますけれども、幼児に関する、成人病に関します検査項目の追加はできないのかというような御質問でございますけれども、現在、乳児健康診査につきましては三ヵ月、六ヵ月、九ヵ月、一歳六ヵ月、三歳児というような形で健康審査を行っております。特にこの中で、三歳児検診で申し上げるならば、予診から始まりまして身長、体重の測定、あるいは内科診察、歯科診察、育児相談、心理相談、栄養相談というような項目によって検診を行っておりますのでございまして、これらの中で、もちろん親御さんもついて来られるわけですから、この辺のところでは指導ができるのではないかと考えております。

それから、三歳児検診のときの視力検査でございますけれども、これにつきましては平成元年の八月から実施されたということでございます。なお、この三歳児検診につきましては保健所が主体となつてやっております。市といたしましてもPR、あるいは会場提供というような形では御協力を申し上げているところでございます。

それから、老人障害者の福祉サービスというようなことでございますけれども、訪問指導の中では、先ほど市長答弁の中では申し上げてありますけれども、看護婦、あるいは保健婦を派遣し、現在対象者が約五十名おります。そういう中で今対応をしておるところでございます。

これに伴いまして、これからの在宅福祉というような形の中では有償ボランティア化というふうなことの御質問がございます。けさほど市長の施政方針の中にもございましたけれども、社会福祉協議会からの要請もございまして、新しく基金を創設したいというような形が要請されました。その中で有償ボランティアというふうな形を置いていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

○市民部長（岩崎好亮君）

ごみ問題について御質問がございまして、牛乳パックの収集の方法だとか、空き缶機の設定など、あるいは廃油の再利用等について御意見、御質問をいただきました。私の方でどうするかというふうなことでございしますが、ごみの減量対策としては貴重な御意見と思っております。

こういう提言をいただきました関係がございまして。また、私もこれをどういうふうにするのかということとを今後ごみ減量対策協議会等にも御相談して、できるかどうかということの研究してまいりたいというふうに思っております。

次に、消防署の緊急医療の体系について、消防署等の救急車について御質問がございました。これは国の施策といえますか、厚生省含めての施策だと思えますが、福生市といわず市町村全体の問題ではないかというふうに思っておりますが、当面身近な福生の消防署等にこういうような話も出ておるといふことでお願いをしてまいりたいと、こういうふうな思っております。以上です。

○建設部長（小野光朗君） それでは引き続きまして、交通アクセスの福生駅東口より東福生区間の道路拡幅について御答弁申し上げます。

御質問のとおり都市計画道路三・四・七号線富士見通り拡幅整備でございしますが、特に御指摘いただきましたとおり旧の二・二・二五線、現在三・四・三一号線でございます。やなぎ通りとの接点でございしますが、あそこところはまだ完成されておりません。ただ、富士見通りからやなぎ通りにあたりますところの角の、現在御指摘になっている南側の一角については、既に御承知だと思えますけれども住宅供給公社での買収、あるいは市としての自転車駐車場計画というふうなものを今進めているわけでございまして、ある程度そういうものの契約等が出されたというふうになっております。そういう手法の中で、今後その地域一体を引き続き、この状況と合わせながら同様の手法等を用いて進めることによって、この地域一体の整備ができるというふうなことで、市としても積極的に関与してまいります。そういう経過の中で、もしそういうふうなものの整備がなお一層進めば、御指摘いただきました富士見通りからの一角が影響を及ぼしまして、なお、福生駅東口から八高線の方に行く、東福生駅の方に行く道の方にも影響してくるのではないかと思いますので、そういう面も含めながら進めてまいりたいと思っております。

○教育長（来住野和也君） 余裕教室の使い方一つは難聴教室、それから適応指導教室を設置したらどうかという御意見に対してお答えをいたします。

最初の適応指導教室については、これは部屋が空いていればすぐやるということではなくて、私は考え方の点でいささか、まだ先生の御意見と少し違うところがありますので少々申し上げたいのですが、実はこの不適応児童を、学校の中の特別な教室を一つつくってそこに集めてきめ細かな指導するという、これは実は三鷹市あたりで実施をしましたけれども、実施をする前はそういうのがいいという非常な運動もあつたようですが、いざ実施をしてみると、今度はそれは差別ではないかという反対運動が非常に強く起きましていささか混乱したという実例がございます。

私としては、例えば現在福生においてはそういった不適応児童についてどういう指導があるかと言いますと、現在体育館のところにあります教育相談室が非常に利用されておりまして、私、毎日そこからの報告書に目を通しますが、非常に活用が頻繁で、しかも結果的に不適応児童が適応児童に変わって学校へ行くようになったとか、あるいは転校を勧めたら転校によってよくなったとか、転地をしたとか、いろいろな形で成功例があります。これはかつての議会でも御答弁申し上げたと思うのですが、そういった意味でやはり教育相談を充実するということがいいのではないかと、特に具体的な例で言いますと、昭島とか秋川とか、福生以外の地域の御父兄が子供連れで相談に見えるというようなケースもあるわけです。これはなぜかという、やはり学校の相談室みたいなところへは行きにくい、別な場所にある、例えば福生の場合なら体育館の二階なら出かけて行って相談できると、いわんや他市からも来るということ、自分の市でもちょっと相談しにくいけれどもほかの市なら行けるとか、やはりプライバシーにかかわる問題もありますので、学校の中にそういう教室をつくるということが果たしてどうかという懸念もございます。これは現在、教育の世界の方でも非常に深く、重要な問題として検討されているものであって、結論がどっちがいいというふうに出ておりませんけれども、先ほど三鷹市の例を挙げましたように、やってみたところが非常に反対が強いとか、そういった経過等も研究しながら考えていきたいと思いますが、現在のところ教育相談室はもう手狭でありまして、相談している話がこちら側に聞かえてしまうようなこともありますので、あういったものを今後施設のにも、あるいは人的にも充実していくのが当面いいかなというような考えを持っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから難聴教室に関しては、これは実態を調査いたすと同時に可能かどうか、あるいは現在御承知のように小学校、中学校ともに心身障害の児童に対する特殊学級がありますから、そういった点との絡み、そういった点をもろもろ勘案して研究をさせていただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、地域にスポーツ施設という関係で、体育館の用地が決まったのかと、それから内容の発表はということでございますけれども、用地の問題でございますけれども、確かに大変広い土地が数少なくなっておりますけれども、まだ用地はどこにするということとは決定をしております。それから体育館の規模、あるいは内容でございますけれども、先ほども教育長から第一回目の質問に対して御答弁申し上げてありますけれども、熊川体育館の利用状況等を十分に参考にすると、そういうような考えでおりますので、そういったものを十分に検討しながら、市民の皆さんに使いやすい施設をという事で考えていきますので、今後、まだ具体的には決まっておりますので、今後具体的には検討していきたいという段階でございますので、よろしく願ひいたします。

○十九番（堀川 實君） 大変広範囲にわたって一般質問させていただきました。答弁の内容をお聞きしますと、そんなに難しい問題ではないだろうかというようなことを感じながら、また答弁もいただきました。これからさらに一層の、私の意図するところを汲んでいただいて実施に向けて努力をお願いしたいと思います。よろしく願ひします。以上です。

○議長（仲村清信君） 次に、十六番井上寅吉君。

（十六番 井上寅吉君登壇）

○十六番（井上寅吉君） 御指名がございましたので、先に通告申し上げておるとおり、二点ばかりお尋ねをさせていただきます。

まず、地域防災についてですが、我が福生市内に三十六の町会の数がございますが、その中で婦人防災の組織がある町会があるかどうかまずお尋ねをいたします。

それと、特に婦人防災コンクールについてお尋ねをいたしますが、このコンクールにつきましては昭和五十三年に第一回のコンクールが福生の第一小学校の校庭で行われました。私もそのときに加美第二町会の町会長を仰せつかっておりましたものですから、いろいろと相談をさせていただいたのですけれども、各福生消防署管内で、福生と瑞穂と羽村ということ、各市、町ごとに六チームごとを出してほしいという要望がございました、そこで各ブロックから一チームづつ出たいただくということ、そうしますと福生のブロックが当時五つでございましたので、五チームしかできないということから、本町グループが十二町会あるという関係で本町グループから二つのチームに出たいただいて、六チームという形で行われたわけでありましたけれども、当時のコンクールは今のコンクールと違いまして内容も非常に簡単でありましたし、消防署へ行きまして三晩ないし四晩教わってまいりますとコンクールに十分出場できたという形の内容のものでございました。私も何回か消防署の方へお供しましてその練習風景を見たのでありますけれども、今と比べると内容的にも非常にやさしかったと言いますか、それでもなかなか出手がなかったと記憶しております。

そこで、私どもの町会では中学のPTAのお母さん方をお願いして練習をしていただき、出場していただいたのですけれども、十八チームのコンクールが行われまして、私が見る限りではその当時私の町会が一番上手なような感じがしたのですけれども、結果を見てみますと、どこの市、町においても第一ブロックが一番先に申し込んであるわけ、第一ブロックから六ブロックまでの順序で申し込んでありまして、どこの市や町も第一ブロックが全部優勝しているわけです。帰りにたまたま消防署長と隣組なものですから一緒に帰ってまいりまして「署長、きょうの審査はおかしいのじゃないか、どこもみんな第一ブロックが優勝しているけれどもどういうわけだ、それだけうまくいったのか」と聞いたのですけれども、「勘弁してください、ことし初めてのケースでわからなかったものですから、当分の間持ち回りということで、こ

としは第一ブロックが優勝させていただいたのですけれども、来年は二ブロックになるか考えさせていた

だきたい」ということだったのですけれども、昨年たまたま第三回目ですか、うちの方の町会の当番が回ってまいりまして、私も前の第四小学校でそのコンクールが行われたものですから、見学をさせていた

だいたのですけれども、その前に町会の方々とよく話もし、いろいろなことも伺いました。そしてその最終の、あしたコンクールだという前の晩にやはり見学もさせていただいたのですけれども、町会の役員さんの話によりまして、現在の内容でコンクールが行われますと、少なくとも半月ぐらい毎晩練習をしないとコンクールに出られない、そういうような内容のようです。

そこで、うちの方の町会の例を挙げてみますと、町会の役員さんがとにかく出まして、わかぎり会館の庭を借りて練習しているのですけれども、照明から全部設備をするわけです。そして選手の方が来てくれ

て練習をする、そして練習を四回なり五回なり繰り返し返して、帰ったあと町会の役員さん方が全部それをま

た片づけて、選手と一緒にお茶を飲んで反省をしながら解散をするというのが半月ぐらい行われたわけ

でありますけれども、これはうちの方の町会だけでなく、ほかの町会長さんのお話でもそうですけれども、

一回チームを出すことに十万円ぐらいの予算がかかるということです。

そこで、四小の校庭で私も拝見させていただいてたのですけれども、終わったあとで何とかしてくだ

さいよという声が私のところへも盛んにまいりまして、何とか市の方へお願いして考えていただきまし

うというふうな御返事は申し上げておいたのですけれども、そういうことで、消防団がポンプ操法のため

に練習を一カ月近くやります。一カ月以上やるときもありますけれども、そのときには一人二千円の出動

手当が出るような話も聞いておりますけれども、そういう形でお母さん方が練習に出た、その回

数に対してそれと同じような手当を出していただけないか、そうすることによると大分町会の方も助かる

のですけれどもという話をされておりました。

消防団の方々が練習に出る場合には身軽に出られるのですけれども、お母さん方が練習に出るとい

うことになりますと、旦那さんが一緒に帰るというふうな形で、二人が出てこないという形にしたいという家庭

も随分あったようですけれども、それらも考えて何とかひとつ消防団と同じような形にしたいだけない

かということなのですけれども、その辺のお考えは市の方でどのように考えておられるのか、その点をお

聞きしたいと思います。

第二点目に、老人対策として生涯スポーツについてお伺いをいたしますが、市長も盛んにこれらについては奨励をされているようです。現在、福生で生涯スポーツと名がつけられるような競技はゲートボールとグラウンドゴルフ、この二つが行われているわけであります。この二つとも体協の方に加盟しております、それぞれ体協の方から気持ちの手当は出ておりますけれども、これはやはり体協としては特定のチームを特定に考えるということは当然できるわけはありませんし、ほかのチームの手前もありますので、そこで老人福祉対策の一環として考えていただけないかということでお伺いをするのですけれども、お年寄りの方が病気になるってから見てももうよりも、転ばぬ先の杖で何とか病気になるないように体を鍛えておこうということ、一生懸命ゲートボールなりグラウンドゴルフなりをやっているようにございます。

そこで、私もグラウンドゴルフの方へは何回か練習に参加させていただいて、万歩計も付けて歩いてみたこともあるのですけれども、これはどんな競技かといえますと、大体ゲートボールとゴルフと混ぜ合わせたような競技で、八ホールございまして、その距離はグラウンドによって適当に長さを決めているようです。ございますけれども、大体四ラウンド八ホール歩くのですけれども、四ラウンドを終わりますと四千から四千五百歩ぐらい歩くのが普通の、私たちの足なみで歩くのが普通のようにございます。そこで、足の老化を防ぐということで大変皆さんが熱心にやっておられるようにございます。

それと、この二つを比べたときに片方はチームプレーでございますので、自分が失敗するとチームの人にも大変迷惑がかかる、そんなこともありまして、片やグラウンドゴルフの方はあくまでも個人プレーでございますので、自分が失敗しても自分の点数が悪くなるということだけで済みますので、大分その辺のところではプレー人口もふえてきているようにございます。

そこで、先だっても理事者の方にお願いたしました道具を置いておく箇所が二カ所ぐらいしかございません。それで練習をしている箇所が四カ所ということ、それぞれの会場に責任者の方がお出でになって、その方がその会場まで道具を運んでプレーをして、最後はまた道具を運んで片づけて帰るという大変な御苦勞をされているのを見まして、お願いして移動式の倉庫をつくらせていただいたという経過もでございます。

そこで、会長の話ですと、せっかくそういうふうな許可をいただいたのですから、何とか倉庫をつくりたいということ、盛んに頭をひねったのだそうです。年間千二百円、月々百円の会費をちょうだいしているのだそうですけれども、その後年間千二百円の会費掛ける会員の数では東京都の大会なり多摩地区の大会なりに出るのに電車賃と弁当だけで精いっぱい、とても倉庫を準備するような余裕がないということ、今買って設備はしましたけれども、これはあくまで借金で設備をしたのだと、そんなようなことも言っていましたし、それをどうしてこれから埋めていこうか、思案投げ首だと言っておりましたけれども、どうかそんな方面で、理事者のお計らいで町会の方は大分間口も広げていただいて各会館その他でも、持っている町会でも喜んでおります。

そんな関係もありまして、そういった中でこれらの倉庫とかそういう方面にも、その老人の団体に老人福祉の一環として考えていただけないかということなのですけれども、やはり病気になるっていろいろ見てあげる経費よりも、やはりならないように皆さんがそれぞれ一生懸命そういったスポーツに取り組んでいる、そういったことに対する手当の方がはるかに安いのではなからうかと、そんなふうにも考えられますので、その辺のところを市としてはどんなお考えを持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上で登壇での質問を終わります。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 井上議員さんの御質問に答弁申し上げます。

最初に、地域防災に伴う婦人防災の考え方についてですが、御質問の婦人防災コンクールにつきまして、福生消防署を含め管内一市二町で構成している福生消防署管内消防連絡協議会の主催で毎年一回持ち回りで開催をいたしております。目的は災害時に必要な通報、出火防止、初期消火並びに応急救護等の技術を身につけるとともに、地域ぐるみの防災活動力を高めることを目的としています。出場チームは各市町とも六チームずつで十八チームが参加して行われ、福生市では各自主防災組織からチームを編成し出場しています。各代表ともある程度の訓練が必要で、消防署や消防団の指導のもとに約十日間ぐらいの訓練

をしているようにございます。

御指摘のとおり経費もかなりかかると聞いておりますので、平成三年度から出場チーム当たり、小額ではございますけれども補助をさせていただきたいと、かように思っておるところであります。御要望の額とは開きがございましたけれども、毎年少しづつ増額させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

次に、老人対策について、生涯スポーツに対する補助についての御質問に御答弁申し上げます。これからの長寿社会の大きな問題は高齢者の生きがいということでございます。人生八十年時代という長寿社会の実現、人類の長生きしたいという願望が実現したわけでありまして、本来非常におめでたいことであります。反面ただ長生きさえすればおめでたいのではなく、その人生をどう生きるか、その質が大事になってくるわけでございます。

御指摘のように老後の三本柱としてよく経済の自立、健康の自立、心の自立が上げられておりますが、高齢者の生きがいの中に学ぶこと、つまり趣味、学習、スポーツを持つことが極めて大切であり、生涯学び続けるという自覚を持って参加する人が多くなってきております。スポーツではゲートボール等が適度な心身の運動により老人の健康増進に適當であるとともにおもしろい、老人には手ごろということもあって広く普及しておりますのは御案内のとおりでございます。補助金につきましても、今後福寿会の指導育成を図る中で創意工夫できるよう努力してまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上で井上議員さんからの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○市民部長（岩崎好亮君） 婦人の防災組織がどこでできているのかと、こういう御質問でございますが、婦人だけの防災組織というのは各単位にできておりませんで、自主防災組織の中の一つとして婦人部があるということとひとつ御理解願いたいと思います。

○十六番（井上寅吉君） それでは自席から再質問させていただきますが、婦人防災組織ができています町会がないということで、コンクリールのために改めてそういったチームを編成して出るようにしているのだと

思うのです。それだけに、先ほど質問の中で消防団と同じような待遇ができないかという質問をしたのですけれども、だれも答弁をしないわけです。やね。やる気があるのかないのか、その辺のところをもう一回はっきり教えてください。消防団に対しては、一回に対して一人二千円の補助があるらしいけれども、詳しいことは知りませんけれども、こういったチームに対してはそういった待遇が取れるのかどうか質問したと思うのですけれども、答弁する気があるのかないのか、だれもそういう答弁はしないのですけれども、ちゃんと質問したらその質問に対してはもう少し親切に答えてほしいと思うのです。これは保守系の議員が聞くからいいかげんいいということではなくて、やはり我々も我々として努力はしているのですから、ぜひひとつ漏れのないような答弁をしていただきたいと思います。思うのですけれども、そういった形がとれるかどうか。

それと、消防団が練習している場合に、もしけがなどをした場合の補償というのはどうなっているのか。それと、御婦人方がそういったコンクリールに参加するのには、やはりそういったけがをした場合にはどういった処置をするか。練習はしているのですけれども、本当のけがをしないとは限らないわけですから、その練習の最中に。ですから、そういったけが等をした場合の補償問題はどうか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それと、老人の対策の方なのですけれども、これは、先ほど申し上げたようにゲートボールとグラウンドゴルフと両方行われておりますけれども、これは両方比べてみると、誕生した年数も違いますし、キャリアも違うということで、双方比べた場合の待遇が全然違うわけですね。ゲートボールに対してはそれ専用のグラウンドも何箇所かできてありますし、また片方は生まれて間もないということもありますけれども、公園を借り、また競技場を借りて練習をしているわけですから、あくまで市民は平等でなくてはいいけない、そう考えられるわけですから、今のところでは双方比べた場合の差といいますか、それが余りにもあり過ぎるような感じがしないでもないのですけれども、やはり両方を考えて平等にひとつ見てやっていたかどうか、今度各小学校に夜間照明が設置をされるわけでありまして、一年を通して練習はしておりますけれども、今度各小学校に夜間照明が設置をされるわけでありまして、これらについても、

ごく暑い最中の七、八、九月、この三ヵ月くらい、できたら夜間照明のもとで週に一度くらいは練習をさせていただきたいということなのですけれども、三ヵ月に月四回行ったといたしましても三ヵ月で十二回、四ヵ所で四十八回掛ける二千円ということになりますと九万六千円、このくらいはぜひひとつ何かの補助金で出していだくか、さまなければ、できることなら老人福祉の一環としてやはり無償で使わせていただけるか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○市民部長（岩崎好亮君） 自主防災のいわゆる金額の問題で御質問ありまして、答弁してないのはいかということですが、まことに舌足らずでございしますが、答弁といたしましては、二千円ということに對しましては先ほど市長が答弁しましたように、御要望の額にはいかなければ、小額ずつ毎年というようなことで御理解できればというふうなことでしたつもりでありましたので、二千円をどう考へているのかという、そこまでできるのかどうかというのは、そういうことで御理解をしていただければというふうに思つておるところでございします。

したがって、今度はもう一つ、消防団のいわゆる練習と自主防災訓練との練習の単価が大分違うのではないかと、こういうことで、それができないものかという御質問でございしますが、これは一つは消防団の方は過去の経緯やいろいろなことがございしますし、もう一つは自主防災というのといわゆる防災、いわゆる火災等から守るのだというのと若干設立の趣旨が違うのではないかと、いうようなことで、現在のような差がある、差があると言ひますか、そういう支出の方法が違うのだということになるかと思ひます。

次に練習中の補償の問題がございします。一つは消防団では補償ができるのかどうかというように、ございしますが、いわゆる訓練の練習をしているということであれば、消防団独自の公務災害と言ひますか、そういうようなことで練習中の事故の経過にもよるとは思ひますが、普通は公務災害の対象になるというふうに思つております。

それから、自主防災の方の訓練のときにはどうなのかということですが、これは公務員、いわゆる地方公務員と言ひますか、そういうふうな非常勤の公務員ではございせんものですから、そういうようなことでは公務災害というふうなことになりますとちよつとそこまでは当てはまらないのではないかと

と、こういうふうに思つております。なお、こういう自主防災の行動につきましては、公務災害と言ひないで、保険等については私の方で加入して保障されているような、そういうことでそちらの方で見たいただくシステムにはなつております。以上です。

○福祉部長（石川和夫君） 老人の生涯スポーツの関係でございすけれども、御指摘のように、現在福祉会におきまして健康増進という中でゲートボール、あるいはランドゴルフ、輪投げというようなもの、あるいはリズム体操というようなことも行つておるわけでございまして、これらにつきまして、先ほど市長も御答弁されていただきましたけれども、福寿会全体の中で、指導、育成する中で考えていきたいというふうに考えております。

また、夜間照明につきましては、昨年十二月に御決議いただいた中で、いるという形の中で出ておるわけでございまして、これらにつきましては担当が違ふかもしれませんが、その制度に沿つた中でいくしかないのではないかと、そんなふうに思つております。

○十六番（井上寅吉君） わかりました。それと最後にもう一点だけお聞かせいただきたいのですが、この自主防災コンクールに出場するための練習を、今度は校庭を借りて練習できると思ふのですけれども、その場合に夜間照明をやはり使わせていただければ、今まで町会の役員さん方が骨を負つて設置をしていただけたのも省けるということになるわけです。その場合の照明料というのはやはり免除をしていただけたのかどうか、その辺のところをもう一点だけお聞かせをいただきたいと思ひます。

あとの生涯スポーツのことにつきましては、考へていただけるということでございすので、どうかひとつ一日も多く長生きをしていただき、健康で長生きをしていただくためにも善処していただきたいというふうに要望だけしておきます。

その一点だけお願いをしたいと思ひます。

○教育次長（矢崎茂夫君） 御指摘の夜間の校庭照明の関係でございすけれども、昨年の十二月に条例を御決議いただきました平成三年の四月一日からこの夜間の校庭照明を使用することができるようになったわけでございます。その中で使用料ということがございすけれども、基本的には原則有料ということでは

その金額については一時間千円と決めさせていただいたわけでございます。しかしながら、その中で減免ができる規定がございます。その規定の中には市が主催するもの、それから社会教育団体でスポーツの団体、あるいはそういった連盟が主催するものという大きな柱がございます。市が主催するものの中には消防関係が、ポンプ操法であるとか、そういうものについては免除できることになっているわけでございます。したがって、この自主防災組織についてもそういったものに、私の方で市が主催するということ中へ該当させるとすれば当然免除ということに該当するわけでございます。それについてはちょっと今手元に条例を持ってきませんでしたので、十分検討させていただきたいというふうに存じます。よろしく願います。

○十六番（井上寅吉君） 最後に要望だけしておきます。検討が長引くとまたことしのコンクールに間に合わなくなりますので、どうかひとつその前に結論が出るような検討の仕方を要望しまして終わります。ありがとうございます。

○議長（仲村清信君） 三時四十分まで休憩いたします。

午後 三時二十五分 休憩

午後 三時 四十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。次に、十番村野和一郎君。

（十番 村野和一郎君登壇）

○十番（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、先に通告いたしました三点についてお伺い申し上げます。

まず、第一点の多摩川の浄化、清流の復活についてであります。私は昭和五十九年三月の議会、昭和六十年の六月議会で一般質問をいたしました。また、昨年の十二月議会では林田議員が一般質問をしており

ます。それほどこの問題は難問が山積し、なかなか進展がないというのが事実かも知れません。しかしながら、困難だからといって避けられるわけではありません。長年市民が願ってきたことでもあり、いつまでも市民が犠牲になっているというわけにはまいりません。長い間懸案であった多摩橋下の野焼き問題も解決し、すばらしい多摩川中央公園もできたことでもあり、一日も早い解決を望むこと大であります。

問題は羽村の堰からの放流をふやしてもらう、また都市下水路からの汚濁をなくしてもらう、この二点であります。昨年十二月議会で市長は答弁の中で、平成二年十二月二十八日の東京都長期計画の中で多摩川の清流復活浄化に努めるとともに、水量確保対策を推進するということがうたわれたと言っております。また、平成三年度予算に調査費を組むのではないかと申しております。東京都の関係各局のその後の動き、そして多摩振興構想懇談会の動きなど、現況を御説明願いたいと思います。また、汚濁についても青梅、羽村、福生の水洗化の進捗状況はどうかお伺いいたします。

次に、第二点目の都市基盤整備についてであります。特に今回は市内でも最も渋滞の激しい、市民の間でも問題になっております通称多摩橋通り、やなぎ通り、陸橋通りについてお伺いしたいと思っております。この点につきましても平成元年六月議会で一般質問をいたしました。その後何ら進展をしておりません。まず、多摩橋通りですが、道路拡幅とともに青梅線の下をアンダーパスして原ヶ谷戸に出るということであります。やなぎ通りとのドッキング、図書館通りとの関係、いろいろ技術上の問題はあります。やなぎ通りの拡幅も同時に進めるといふことができればベターであると思っております。いずれにいたしましても、この三本の道路は別々に考えられるわけにはまいりません。都市計画上総合的に判断してしかるべきです。市長のお考えをお尋ねいたします。また、私は前回の質問の中で井上米屋さんから三小に向けての一方通行の道路、市道一〇四二号線ですが、拡幅してやなぎ通りからの流れをよくしてはどうかと提案いたしました。この点については現在どのようなようにお考えをお尋ねいたします。

次に、陸橋通りですが、熊川区画整理事業の中で解決していききたいとのことですが、この事業についてはいろいろ難問があり、早急に結論が出るとは考えられません。陸橋通りの拡幅整備は熊川拡幅事業と切り離し、独自に考えてはいかかと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、第三点目の都市農政についてであります。今回の税制改正により、昭和五十七年に設置され、現在まで市街化区域内農地としてその機能を十分果たしてきた長期営農継続農地制度が平成四年三月三十一日をもって廃止を余儀なくされることになりました。当議会としても昭和六十二年六月議会、平成元年十二月議会での制度の存続を求める意見書を全会一致で採択し、関係大臣に提出した経緯があります。これに変わる制度として生産緑地法の改正により、現段階で明らかになっている政府案では、市街化区域内農地で五百平米以上の面積があれば今までと同様に農地として保存されることになっており、緑豊かな街づくり、防災上のオープンスペース、そして、生鮮野菜の供給を今までと同様の機能を果たすことができるものと思われれます。問題はいろいろとあります。特に適正に管理されていない生産緑地——すなわち農地ですが、これにいかに対応するのか、政府案では市町村長の指導、助言等とあります。また、農業委員会の協力とうたっております。それと、買い取り制度についても実際問題資金はどうなるのかという問題もあります。市長のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上での質問といたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君)

村野議員さんの御質問に対しまして御答弁申し上げます。

最初に、多摩川についての問題であります。御指摘のとおりでございます。多くの困難があるうともあきらめずに要望を続けていかなければならない大変大きなテーマの一つであります。したがって、私は市政方針でも触れたとおり、東京都に対し特に力を入れて要請してきた事柄でありまして、この多摩川の流量増対策をいろいろな機会をとらえて訴え続けてまいったのであります。おかげさまでと申し述べるとはまだまだ早いわけでございますけれども、村野議員さんからも述べられましたように、昨年十二月の定例議会で林田議員さんの一般質問に対し御答弁申し上げたとおり、昨年の十一月に発表されました東京都の第三次長期計画の中に「多摩川の清流復活に努める」という文言が入り、さらに「多摩川で河川水量の乏しい一部の水域について水質浄化に努めるとともに水量確保、すなわち流量増対策を推進する」ということがはっきりとされたのでございます。

また、多摩川振興構想懇話会についての関係では、報告書が去る一月二十一日付けで発行されましたが、その第二部第一章の多摩川の復権という小見出しの中で「水量の減少や水質の汚濁が進んだ多摩川を市町村と都並びに国との連携のもとに都民に親しまれる川として復活させる必要がある」という提言的記述が入り、さらに第三部、地域別施策の展開という中の西多摩地域をくくったところでは「親水空間の積極的な活用」という小見出しを付けて「地域内を貫流する河川等については水質保全に十分留意しつつ、都民に親しめる水辺空間として整備を図っていく。多摩川については羽村堰下の流水水量確保を図る」と記述された次第でございます。これらを受けて東京都では、施政方針の中で申し上げましたとおり、新年度予算に調査費を計上し、当面環境保全局が担当していくということを確認いたしております。このようなことから、まだ河川管理者である建設省の考え方ですとか、あるいは他の水利権との関係もございすけれども、当面はこの調査に關しまして当局として協力すべきところは最大限協力をし、よりよい方向が出されるようこれを見守っていくことが賢明かと存ずる次第でございます。

次に、汚濁に關しまして、特に都市下水路の排水区域内における水洗化の進捗状況についてであります。担当部長より答弁いたさせますのでよろしくお願いいたします。

それから続きまして、都市基盤整備についてでございます。市道・都道の整備について御答弁申し上げます。道路は都市の動脈としての交通機関のほか、防災上、またはオープンスペースとしての環境の保持など、都市施設としては極めて重要な役割を果たしております。しかし、最近の車の増加はこれらの役割等をはるかに超えて増加し、各地で交通渋滞を起こすなど、市民生活にも大きな影響を与えていることも御指摘のとおりでございます。

そこで、第一点目の都市計画道路三・四・二号線、通称多摩橋通りでございますが、この路線につきましては前回にも御質問いただいているところでございまして、その際には、都道への管理替えを行う中で都施行により事業化が図られるよう都へ要望している旨で御答弁申し上げたところでございますが、その後、平成元年十二月に決定いたしました多摩地域都市計画道路基本計画の中の前期事業計画で、都施行によりおおむね平成七年度を目途に完成、または着手する予定の路線になったところでございます。したが

いまして、都におきまして既に概略設計が実施されました、御指摘のとおり青梅線をアンダーパスによりまして立体交差化が技術的に可能であるかどうか等の調査を既に行っておりまして、その結果は可能であるとの方向性が出されているところでございます。しかし、青梅線の立体交差部分等におきまして、現在既に都市計画決定されている幅員二十・五メートルでは将来を展望した場合に現在の計画幅員で十分であるかどうか、また原ヶ谷戸交差点における図書館通りからのすり合わせ等の問題も含めまして、現在東京都と協議を行っているところでございます。これらの見通しがついた段階で議会へも御相談申し上げ、さらに早期事業化が図られるよう努力してまいりたいと存じます。

次に、都市計画道路三・四・三一号線、通称やなぎ通りでございますが、この路線につきましては御提案のとおり多摩橋通りと同時に事業化が図られることが、連続している道路であることからしても最も望ましいわけでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、多摩橋通りが都施行の前期事業に入っておりまして、何とか一定の見通しもできておりますので、とりあえずこの路線の事業化が実現できるような最大限努力いたしたいと考えております。したがって、当面やなぎ通りの拡幅につきましては都道への管理替えを基本に、都施行により拡幅整備をしていただくよう現在都へ要望いたしているところでございますので、今後とも多摩橋通りとの関連性の中で実現化が図られるよう努力してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、市道一〇四二号線の一方通行の道路でございますが、この拡幅につきましては、三小裏までの間は家屋が密集しておりまして困難でありますので、やなぎ通りから原ヶ谷戸交差点を通り一部市道一〇四二号線を拡幅して図書館通りへ接続する方法を計画いたしましたして、現在関係者へ打診を初めておりますのでよろしく願います。

次に、都市計画道路三・四・三号の二号線、通称陸橋通りでございますが、この路線につきましては、現在熊川土地区画整理事業の面的整備を行う中で拡幅を計画いたしているところでございますが、現在地元関係者の多くの方から区画整理に対して反対の陳情が出されておりますので、その対応に大変苦慮い

たしているところでございます。しかし、このままの状態ですらでも置くということは地元関係者の皆さまにも大変御迷惑をおかけいたしますし、もちろん市といたしましては決して得策ではないわけでございますので、何とか打開策を見出すべく、平成二年度におきまして反対署名をされました方々へ個別に訪問を行いました、反対されている主な理由等につきまして御意見を伺ってきたところでございます。その結果、理由といたしましては減歩に対する不満が主なものでありまして、その他、道路を部分的に整備すれば十分である等の内容でございました。しかし、ほかにも多くの関係者もおりますので、この際これらの方々にも御意見等を伺い、その内容を十分検討する中で何とか熊川区画整理の今後の方策を見出し、てまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、陸橋通りは国道一六号線や圏央道へのアクセス道路として、また、市民の生活道路としては重要な幹線道路であることは私も十分に認識をいたしているところでございますので、大変貴重な御提案をいただいておりますが、先ほど御答弁申し上げましたように、地元関係者の御意見を十分にお聞きし、さらには関係指導機関等へも相談するなどいたしましたして、できるだけ早い時期に御提案の内容等も含めまして一定の結論を出しまして、議会へも御相談いたしたいと考えておるところでございますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。次に、都市農政についての税法改正に伴う今後の対応について御答弁申し上げます。都市農業をめぐる情勢は日米構造協議や大都市地域住宅供給促進特別措置法制度などの動きの中で、国は土地税制改革の一つとして三大都市圏特定市の市街化区域農地に対する施策を公表しました。なお、細部につきましてはまだ明らかにはされておりません。公表された内容によりますと、長期営農継続制度が廃止となり、保全すべき農地と宅地化すべき農地に区分され、保全すべき農地につきましては生産緑地法により転用制限の強化等の措置が講ぜられ、農地については農地として課税し、保全以外の農地については平成四年度から宅地並み課税とする改正案となっております。

さて、御質問の点でございますが、保全すべき農地としたにもかかわらず、適正に農地を管理等しなかった場合にどのように対応するのかの点でございますが、改正案では市町村長は当該農地を相当期間適正に管理しなかった場合、その所有者に対して、経営等に関し必要な指導、勧告及びあっせんを行うこと